

普通救命講習会に参加しませんか



【お問い合わせ】
可茂消防八百津出張所
電話 43-0476

「大切な人の命を救うため」あなたも勇気を出して応急手当の講習会に参加してみませんか。

今年度は可茂消防本部主催の講習会となりましたので、八百津町はファミリーセンター会場の1会場のみとなります。受講希望の方は、下記会場のどこでも受講できますので、八百津出張所にお問い合わせ下さい。

と き	会 場
7月25日(土) 18時から21時	八百津町ファミリーセンター
8月1日(土) 9時から12時	木の国七宗コミュニティセンター
10月10日(土) 9時から12時	可見市帷子公民館
11月7日(土) 9時から12時	可茂消防事務組合 南消防署
12月5日(土) 13時から16時	可茂消防事務組合 中消防署

- 受講料 無料
- 定員 30名
先着順に、前日まで申し込みを受付します。(定員になり次第締切とします)
- 受講対象者 中学生以上のどなたでも受講できます。
- 服装 軽い運動ができる服装

平成21年度 全国統一防火標語
消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子



7月1日 から 岐阜県道路交通法施行規則が一部改正になりました

◎幼児2人同乗用自転車(いわゆる3人乗り自転車)による幼児2人同乗が可能となりました。

これまでの規則では、自転車の幼児2人同乗は認められていませんでしたが、安全性等に配慮した諸要件を満たした幼児2人同乗用自転車の市販にあわせて規則が改正されたことから、幼児2人同乗用自転車による幼児2人同乗が可能となりました。



◎携帯電話等を使用しながらの自転車の運転が禁止されました。

自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で持って通話・操作・画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

例：携帯電話の通話・操作、PDA、携帯型音楽プレーヤー・ゲーム機の液晶画面を注視する等

◎傘差しなど、視野を妨げ、安定を失う方法で自転車等二輪車の運転が禁止されました。

傘を差し、物をつき、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

◎イヤホンの使用やカーラジオ等により大音量で音楽等を聞きながらの車両の運転が禁止されました。

音量を大きくしてカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的に関する指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。